

令和7年度  
白山市営住宅入居者募集について  
(公営住宅)

■ 申込資格 (白山市に住所がある方またはお勤めの方)

- 1 現在、同居している、又は同居しようとする親族があること。  
ただし、単身入居が可能となる場合もあります。(7を参照)
  - ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にある方・婚約関係にある方、白山市パートナーシップ宣誓書受領証をお持ちの方も含まれます。
  - ・ 家族を故意または不自然に分割(又は合併)する世帯のお申込みはできません。
  - ・ 兄弟姉妹のみのお申込みは原則としてできません。
- 2 入居しようとする世帯員の所得合算額が、法令で定める基準額以内であること。  
※ 収入基準月額の計算方法は、「収入の算定」をご確認ください。

世帯の状況	収入基準月額
一般の世帯	158,000円以下
高齢者世帯・障害者世帯・若者夫婦世帯・子育て世帯	214,000円以下

高齢者世帯：申込者が60歳以上、かつ、同居者全員が60歳以上又は18歳未満の世帯  
障害者世帯：身体1～4級、精神1～2級、知的A、B(軽度を除く)のいずれかの障害の方がいる世帯  
若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが35歳未満の世帯、子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯

- 3 現在、住宅に困っていることが明らかなこと。
  - ・ 住宅を所有している方(共有名義を含む)は、申込みの際、住宅を手離すことを証する書類が必要です。(入居決定の際には、所有していた住宅の所有権移転の分かる登記事項証明書の提出が必要です。
  - ・ 自己の責任において住宅の立ち退きを求められている方や他の市営住宅、県営住宅に入居されている方はお申込みできません。
- 4 市税の滞納がないこと。
- 5 介護保険料の滞納がないこと。(65歳以上の方のみ)
- 6 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- 7 単身入居者にあつては、上記2～6のほか、次のいずれかに該当する方に限ります。  
ただし、常時介護が必要など、団地の共同生活を営むことが困難な方は、お申込みできません。
  - ① 60歳以上の方
  - ② 1～4級までの身体障害者、1～3級までの精神障害者、A・Bの知的障害者
  - ③ 特別項症から第6項症まで、または第1款症の戦傷病者
  - ④ DV被害者で政令要件を満たす方
  - ⑤ 犯罪被害者等で、犯罪等により従前の住戸に居住することが困難な方
  - ⑥ 生活保護受給者、認定被爆者、ハンセン病療養所入所者、海外からの引揚者で引き揚げから5年未満の方など法令で定められている方

※松任、美川、鶴来地域以外の住宅は、上記①～⑥の条件を満たしていなくても、単身での入居が可能です。

問い合わせ・申し込み先

◎白山市営住宅管理センター 076-274-2005 (白山市村井町480番地1)

## ■ 募集について

### 1 抽選（定期募集）

令和7年8月29日（金）に白山市営住宅管理センターで抽選会を行います。  
この抽選会は、令和7年10月中旬に入居可能な空家への入居者と、今後発生する空家への入居登録順位を決めるものです。  
なお、抽選にあたっては、下記の**優遇措置**を講じます。

- (1) ①～⑦の世帯は、クジを1回多く引くことができます。
- ① 高齢者世帯（65歳以上のみの世帯またはこれに18歳未満の未婚の方が加わった世帯）
  - ② 障害者世帯（身体1～4級、精神1～3級、知的A・Bのいずれかの方がいる世帯）
  - ③ 生活保護世帯
  - ④ 若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが35歳未満の世帯）
  - ⑤ 子育て世帯（18歳未満の子がいる世帯）
  - ⑥ DV被害世帯（政令条件を満たす方に限ります。）
  - ⑦ 犯罪被害世帯
- (2) 過去3回の抽選会において、2回以上落選された方については、(1)と併せて、クジを1回多く引くことができます。したがって、(1)、(2)に該当の場合は、最大で3回クジを引くことができます。（対象：R4、R5、R6年の抽選会）

### 2 その他の募集（随時募集）

令和7年9月1日以降、令和8年6月30日までは随時、申込みを受け付けます。  
この場合は、上記1の順位の末尾に、申込み順に順番を登録します。

### 3 有効期限

登録された順位の有効期限は、令和8年6月30日です。  
今回の入居申込みで入居できなかった方が再度入居申込みをする場合は、改めて書類の提出が必要です。

### 4 公募の例外による入居

障害者のいる世帯等の住替え措置や、災害等の被災者で、緊急に入居する必要がある場合は、登録された順位によらない場合がありますのでご了承ください。

名称	構造階数	建設年度	間取り	戸数	駐車場	家賃（円）	備考
第一長屋	耐火3階	H5～7	2LDK	12	各戸1台	22,100～43,900	
			3LDK	24		25,000～49,600	
和波	耐火3階	H21～25	1LDK	11	各戸1台	19,500～39,000	
			2LDK	14		23,200～47,300	車いす対応3戸
			3LDK	2		28,000～54,900	
上野	耐火2階	S62	2LDK	6	各戸1台	16,700～33,300	
			3LDK	4		20,100～39,600	
宮ノ森	木造平屋	S58	2LDK	10	各戸1台	12,500～24,700	
瀬女ハイツA	耐火2階	H11	2DK	4	各戸1台	13,600～41,000	
			3DK	2		23,400～45,900	
桑島	耐火5階	S53	3DK	24	各戸1台	10,800～21,200	
わかすぎ	木造2階	H9	2DK	10	各戸1台	11,600～25,100	

※ 笠間住宅・相木住宅14～18号棟・和波住宅にはエレベーターがあります。

## ■ 募集する住宅

募集住宅に空家が生じた場合、申込登録された方の中から入居となります。

名称	構造 階数	建設 年度	間取り	戸数	駐車場	家賃 (円)	備考
成	耐火 3・4階	S49～63	2DK	3	各戸 1台	21,400～42,700	
			2LDK	3		21,700～43,200	
			3DK	3 2		19,900～40,600	
村井	耐火 3階	S61～62	2DK	2 6	各戸 1台	17,300～38,300	
			3DK	2 6		24,400～51,200	2・3階 メゾネット
北成	耐火 3・4階	H5～7	1DK	4	各戸 1台	11,300～29,100	
			2LDK	1 6		19,900～44,900	
			3LDK	2 2		25,000～54,800	
笠間	耐火 3階	H12～14	1LDK	4	各戸 1台	19,500～38,600	車いす対応 1戸
			2LDK	2 3		25,800～51,200	車いす対応 2戸
			3LDK	6		28,000～55,500	
相木	耐火 3・4階	H8～23	1DK	4	各戸 1台	15,900～35,500	
			1LDK	7		19,500～39,900	
			2DK	5		20,200～42,500	
			2LDK	9 0		22,200～53,000	車いす対応 7戸
			3LDK	4 4		27,800～59,100	

## ■ 受付期間

※土・日・祝日は除く、8：30～17：15

定期募集：令和7年7月25日（金）～令和7年8月8日（金）

随時募集：令和7年9月1日（月）～令和8年6月30日（火）

## ■ 申込方法

下記の書類を白山市営住宅管理センターに提出してください。

※各種証明書は発行から3か月以内のもので、原本に限ります。

※異動があった場合は異動後で最新のものが必要となります。

※申込み後に連絡先や世帯の変更があった場合には、すみやかにご連絡ください。

応募は1世帯、1住宅とします。電話、FAX、郵送でのお申込みはできません。

なお、提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

- ① 入居申込書
- ② 所得証明書（最新かつ市町村長発行のもので、幼児、学生以外全員のもの）
- ③ 住民票（入居される方全員のもの）
- ④ 納税証明書又は非課税証明書（市町村長発行のもの）
- ⑤ 介護保険料の納付が確認できるもの（65歳以上の方のみ）
- ⑥ 暴力団員でない旨の誓約書
- ⑦ 戸籍謄本（配偶者のいない方のみ）
- ⑧ その他必要書類（源泉徴収票、障害者手帳の写し、退職証明書、給与支払証明書など）

世帯構成や勤務状況などにより、必要書類に違いがありますので、詳しくは白山市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

## ■ 申込住宅の選択基準

3DK・3LDKについては、原則として、3人以上の世帯の方がお申し込みできます。ただし、成・若宮・第一長屋・山ノ手及び白山ろくの住宅の3DK・3LDKについては、3人未満でもお申込みいただけます。

なお、入居後は、特別な事情がない限り住宅を移動できません。

## ■ 申込みにあたっての留意事項

### 1 連帯保証人について

- 連帯保証人は、原則、以下の条件をすべて満たす必要があります。
  - ①身元及び家賃の支払いなどの保証ができる
  - ②入居決定者と同程度以上の収入を有する
  - ③公営住宅の入居者ではない
- ※連帯保証人が支払いの責任を負う上限（極度額）は入居時の家賃の12か月分です。
- ※どうしても連帯保証人のなり手がみつからないときは、入居者の費用負担で家賃債務保証業者と契約することで連帯保証人に代えることができます。（ただしこの場合、緊急連絡先となる方の確保が必要です。）

### 2 家賃等について

- 家賃は、世帯全員の所得、住宅の広さ、経過年数などによって決まります。
- 公営住宅の入居者は、毎年度事業主体に対し収入を申告することが義務付けられており、それによって翌年度の家賃が設定されます。（公営住宅法第16条第1項）
- 家賃や駐車場使用料の納入は原則、口座振替による支払いとなります。
- 住宅の共用部分（廊下、階段等）の電気料金や共用の水道料金などは、入居者の皆さんで負担していただきます。

### 3 敷金等について

- 入居の際は、敷金（家賃の3か月分）及び駐車場保証金（駐車場使用料の3か月分）を納付していただきます。

### 4 鍵渡しと入居について

- 事前に部屋の中をお見せすることはできません。敷金納付後、部屋の鍵をお渡しします。

### 5 入居者設置の設備等について

- 住宅の照明器具は入居者で用意していただきます。
- 網戸が設置済みの住宅は、網戸の修理については入居者で負担していただきます。

### 6 ペットの飼育について

- ペットの飼育は禁止です。ただし、障害のある方で、盲導犬、介助犬の利用を希望する場合は、その飼育を認めておりますので、お申し出ください。

### 7 退去について

- 退去の際は、ふすまや障子、網戸の張り替えなどを入居者の負担で行います。
- 入居者責任による施設破損の修繕費用及び入居者設置の設備の撤去費用は、入居者の負担となります。

### 8 入居後に収入が増加した場合について

- 入居後3年を経過した世帯で収入基準を超過した場合は、**収入超過者**と認定され、住宅の明渡努力義務が生じます。また、継続的に収入超過者と認定されている世帯の家賃は、最長で5年以内に、民間賃貸住宅並みの家賃とほぼ同程度まで引き上げられます。さらに、入居後5年を経過した世帯で**高額所得者**と認定された場合は、一定の期間内に住宅を明渡していただきます。

## ■ 収入の算定

所得月額、入居者及び同居者の所得金額の合算額から、扶養控除（注2）や特別控除（注3）などあてはまる控除額をすべて差し引いた額を12で割った金額です。

【所得月額の計算方法】

$$\left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{所得（1人ずつ計算）} \\ \cdot \text{所得金額（注1）} - \text{所得控除（10万円まで）} \\ \cdot \text{事業所得等（税務署決定額）} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{扶養控除} \\ \text{（注2）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{（注3）} \end{array} \right\} \div 12$$

（注1）所得金額

所得の種類	所得	控除額
①給与所得のある方	給与等総収入金額から給与所得控除を差し引いた額	別表1参照
②公的年金所得のある方	公的年金支給額から公的年金控除を差し引いた額	別表2参照

（注2）扶養控除 申込者を除く1人につき38万円（学生など同居扶養親族も含む）

（注3）特別控除 下記の表参照（1人につき）

特別控除の種類	内 容	控 除 額
障 害 者	身体1～2級、精神1級、療育A	40万円
	身体3～6級、精神2、3級、療育B	27万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	70歳以上で、所得が48万円以下の扶養親族	10万円
特 定 扶 養 親 族	16歳以上23歳未満で、所得が48万円以下の扶養親族	25万円
ひ と り 親	所得500万円以下で、未婚もしくは配偶者と離婚・死別した後に婚姻しておらず、所得が48万円以下の子と生計を一にする者	35万円 (所得が35万円以下のときはその額)
寡 婦	所得500万円以下で、夫と離別後婚姻しておらず所得が48万円以下の扶養親族がある者もしくは夫と死別後婚姻していない者	27万円 (所得が27万円以下のときはその額)

※生活保護法による扶助料、雇用保険金、遺族年金、障害福祉年金などの非課税所得や退職金、一時所得は含めません。

（別表1）【収入基準早見表】給与所得者の場合。ただし、（注3）特別控除がないとき。

世帯の状況	収入基準（月額）	収入基準早見表（給与所得者）		
		世帯員	給与収入総額	給与所得控除後の額
一般の世帯	158,000円以下	1人	2,967,999円	1,994,800円
		2人	3,511,999円	2,375,600円
		3人	3,995,999円	2,753,600円
		4人	4,471,999円	3,134,400円
		5人	4,947,999円	3,515,200円
・障害者世帯 ・高齢者世帯 ・若者夫婦世帯 ・子育て世帯	214,000円以下	1人	3,887,999円	2,667,200円
		2人	4,363,999円	3,048,000円
		3人	4,835,999円	3,425,600円
		4人	5,311,999円	3,806,400円
		5人	5,787,999円	4,187,200円

（別表2）【公的年金控除】

①65歳以上の方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円未満	110万円
330万以上410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
410万以上770万円未満	収入金額×15%+68.5万円

②65歳未満の方

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
130万円未満	60万円
130万以上410万円未満	収入金額×25%+27.5万円
410万以上770万円未満	収入金額×15%+68.5万円